

## 山梨県青年就農給付金交付事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 新規就農・経営継承農総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)別記1に規定する事業の実施に要する経費として交付する青年就農給付金交付事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して給付を行うことで就農意欲の喚起を図り、新規就農者を増加させることにより持続可能な農業を実現することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業の補助対象経費、交付先及び補助率は別表1に定めるところによる。

### (補助金等の交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「事業主体」という。)は、補助金交付申請書(様式第1-1号)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。ただし、別表1の給付金事業のうち準備型にあっては、国実施要綱別記1第6の1の(3)の規定に基づく給付申請書(様式第1-2号)を提出するものとする。なお、研修先が県の機関となっている者又は就農定着支援制度推進事業の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事又は農務事務所長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付先に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止又は休止しようとするときは、あらかじめ中止(休止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 別表1の給付金事業のうち準備型の給付を受けた者(以下「準備型受給者」という。)が給付の中止又は休止をしようとする場合は、国実施要綱別記1第6の1の(5)又は(6)のアの規定に基づく中止届(様式第5号)又は休止届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は就農定着支援制度推進事業の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。また、休止届を提出した準備型受給者が研修を再開する場合は、国実施要綱別記1第6の1の(6)のイの規定に基づく研修再開届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は就農定着支援制度推進事業の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。
- (4) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農務事務所長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は知事が必要と認める場合は、概算払いすることができる。

- 2 前項の規定により概算払いを受けようとする時は概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市町村長は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、補助金事業遂行状況報告書(様式第9号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。ただし、概算払請求書(様式第8号)をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告の提出、提出期限)

第9条 市町村長は、別表1の給付金事業のうち経営開始型の給付を受けた者(以下「経営開始型受給者」という。)が、補助金の交付決定のあった年度(以下「当該年度」という。)の3月末日において国実施要綱別記1第5の2の(4)の規定に該当しないことを確認し、実績報告書(様式第10号)により、当該年度の翌年度

の4月10日までに知事に提出するものとする。ただし、当該市町村の経営開始型受給者全員の給付期間が当該年度の途中で終了したとき、又は事業の中止（休止）の承認を受けたときは、給付期間終了日若しくは中止（休止）の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日までに知事に提出するものとする。また、別表1の給付金事業のうち準備型にあつては、第4条に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助金の実績報告を求めることができる。
- 3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第4条第2項ただし書きに該当した市町村長において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村長については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第10条 知事は、事業の完了又は中止（休止）に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。ただし、別表1の給付金事業のうち準備型にあつては、第5条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

#### （事後の報告）

- 第11条 準備型受給者は、国実施要綱別記1第6の1の（4）及び（7）アの規定に基づく研修状況報告及び就農状況報告を知事に提出しなければならない。
- 2 経営開始型受給者は、国実施要綱別記1第6の2の（6）のアの規定に基づく就農状況報告を市町村長に提出しなければならない。

#### （補助金の返還）

- 第12条 準備型受給者及び経営開始型受給者が、国実施要綱別記1第5の1の（4）及び2の（4）の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続きを行うものとする。
- 2 前項の場合において、その補助金が準備型であるときは、知事又は農務事務所長は補助金返還通知書（様式第12号）により補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 第1項の場合において、その補助金が経営開始型であるときは、市町村長は経営開始型受給者からの返還を確認後、補助金返還報告書（様式第13号）を知事に

提出しなければならない。

- 4 知事は前項の報告書の提出があったときは、補助金返還通知書（様式第 14 号）により、当該市町村長に対して補助金の返還を通知する。

（返還免除の承認）

第 13 条 病気や災害等のやむを得ない事情として、準備型の場合は知事又は農務事務所長が、経営開始型の場合は市町村長が認めた場合は返還を免除することができる。ただし、虚偽の申請等を行った場合は除く（国実施要綱別記 1 第 5 の 1 の（４）イの（カ）及び 2 の（４）イ）。

返還免除に該当する場合は、準備型受給者は返還免除申請書（様式第 15 号）を知事に提出し、経営開始型受給者は返還免除申請書（国実施要綱別記 1 別紙様式第 15 号）を市町村長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は就農定着支援制度推進事業の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。

（書類の保管）

第 14 条 補助金の交付を受けた事業主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

（その他）

第 15 条 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(別表1)

補助対象経費	交付先	補助率	軽微な変更
国実施要綱の別記 1に基づいて行う 事業に要する経費  1 給付金事業 (1) 準備型  (2) 経営開始型  2 推進事業  別表2で定める もの	給付対象者(準備型)(国実施要綱別記1第5の1(1)の要件を満たす者)  市町村(国実施要綱別記1第4の2)  市町村	定 額 (ただし、1人 当たり年間150 万円以内、なお 、夫婦で農業経 営を開始し、国 実施要綱別記1 第5の2(2) イの要件を満た す場合は夫婦合 わせて年間225 万円以内)  定 額	事業目的の達成に支障 をきたさない事業計画の 細部の変更であって推進 事業費の増額がない場合

(別表2)

区 分	内 容	注 意 事 項
謝 金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	・根拠ある単価を設定のこと。
旅 費	事業を実施するために直接に必要な事業主体の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等 経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者及び公益財団法人山梨県農業振興公社（山梨県就農支援センター）職員に対して支払う実働に応じた対価）、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等	
委託費	本事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 支払いが翌年度となる場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業主体で具備すべき備品・物品等を購入又はリース・レンタルする場合